

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 朝鮮代牧区の設定と婚姻の特免  |
| Sub Title        | Establishment of apostolic vicariate in Korea and dispensation for marriage   |
| Author           | 安, 廷苑(Ahn, Jungwon)   |
| Publisher        | 三田史学会   |
| Publication year | 2022  |
| Jtitle           | 史学 (The historical science). Vol.91, No.1/2 (2022. 9) ,p.1 (1)- 24 (24)   |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            | 論文  |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20220900-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20220900-0001</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 朝鮮代牧区の設定と婚姻の特免

安 廷 苑

一、はじめに

一五四九年のフランシスコ・ザビエルの来日以来、日本と中国に対する布教はしばらくの間イエズス会の主導で行なわれており、布教地の状況を考慮した布教方針の模索が続いた。その中で特に重要とされる問題に婚姻問題がある。これまで私は、主にイエズス会史料を基にして、一六・一七世紀における日本と中国の布教を、婚姻問題を通して研究してきた。<sup>(1)</sup>カトリック教会の教えとは真つ向から対立する日本や中国の婚姻について、当時の宣教師たちがそれをどのように解決しようとしたのか、教会法と布教地の事情を基軸にして検討を行なった。朝鮮半島の婚姻問題については、この時期にはまだ本格的な布教活動は行なわれておらず、それは二世紀近い歲月

を経た後になるため、同時に取りあげることは叶わなかった。

一八三一年、初代朝鮮代牧区長バルテレミ・ブリュギエール (Barthélemy Bruguière, 一七九二—一八三五) にローマ教皇から与えられた特別権限がある。一七八四年に朝鮮出身の人が北京でイエズス会司祭により受洗して以来、朝鮮教会は聖職者不在の状態で拡大していった。朝鮮の信者たちの度重なる聖職者派遣の要請から、一八三一年にローマ教皇は朝鮮地域を北京教区から独立させること、そして初代の責任者にブリュギエールを任命することを決めたのであった。まだ布教地の朝鮮に入国していないブリュギエールに与えられた特別権限には、婚姻に関する内容が含まれている。今回、朝鮮の初代代牧区長ブリュギエールに対してローマ教皇から与えられた

特別権限の中から婚姻に関する項目を取り上げ、朝鮮地域における婚姻問題について考察してみたいと思う。

この史料を用いた研究として趙顕範氏の論文があるが、史料の引用や内容の分析は行われておらず、婚姻の内容には触れていない<sup>2)</sup>。

当初は婚姻に関する事柄を分析することを目指していたが、そもそもこの史料には日付や形態などに関していくつかの疑問点が存在する。本稿では、初代朝鮮代牧区長ブリュギエールに与えられた特別権限について、その背景や史料に関する疑問点とともに、婚姻の特免について検討を行ないたいと思う。

## 二、朝鮮代牧区の設定について

今回の史料は、一八三一年七月一七日付に朝鮮代牧区長ブリュギエールに与えられたものという記載から始まっている。一八三一年は、朝鮮代牧区が設定された年であったが、実は朝鮮代牧区が正式に設定されたのは同年の九月九日付であり、同時に初代朝鮮代牧区長にブリュギエールが任命された。従って、この史料は、設定も任命もしていない状態の対象に対して付与されたものであり、そもそもこの点に疑問が残る。この史料の内容を紹介

介する前に、まず朝鮮という布教地が設定されるまでの経緯と、ブリュギエールの登場までを見ておく必要があるように思う。

それでは、朝鮮代牧区の創設についてその経緯を見てみたい。まず一六世紀末から話が始まる。この時期にイエズス会主導による日本・中国布教が行なわれていたことは周知の通りである。そうした中、一六世紀末、豊臣秀吉の朝鮮出兵時にスペイン出身のイエズス会司祭グレゴリオ・デ・セスペデス (Gregorio de Cespedes, S. J. 一五五一年頃～一六一一年) が従軍司祭として朝鮮に渡っていた。そして、多数の朝鮮出身者が捕虜になって日本に連れてこられ、日本でキリスト教徒になったことが分かっている。

明末清初、朝鮮半島にキリスト教が伝播するが、宣教師の布教によるものではなく、イエズス会の宣教師たちが「漢訳西学書」の形で中国に伝えたヨーロッパの学問が、一七世紀半ば以降に西学として朝鮮に伝わり、それがキリスト教の受容に繋がっていった。朝鮮から北京に赴いた使節が漢訳西学書を朝鮮に齎したのである。中国のイエズス会士たちは、北京から朝鮮半島に布教することを志向していたようであるが、具体的計画に発展する

ことはなかった。その後、イエズス会は典礼問題が発端となり、一七七三年に教皇クレメンス一四世（在位一七六九〜七四）の命令によって一度は解散させられてしまふ。

そうしたなか、朝鮮使節の一員で中国に赴いた李承薫（一七五六〜一八〇一）もそのような経緯でキリスト教に関心を持ち、一七八四年二月、彼は北京でフランス人イエズス会士ジャン・バッティスタ・ジョセフ・ド・グラモン（Jean-Baptiste-Joseph de Grammont、一七三六〜一八〇八、中国名：梁棟材）より洗礼を受けた。韓国では彼が受洗した最初の朝鮮人と見なされており、彼の受洗から朝鮮半島におけるキリスト教の歴史が始まったとされている。その後多くの儒者の信者が出ており、民間にもキリスト教が拡大するようになった。しばらくは李承薫による代洗が行なわれていたが、その合法性への疑念が出るようになり、朝鮮の信者たちは聖職者派遣を要請するに至った。そこで、一七九二年北京教区長の指導に朝鮮教会が委任されるようになった。当時の北京司教アレキサンドル・デ・グヴェア（Alexander de Couvea、一七五一〜一八〇八、中国名：湯士選）は、その教区司祭であった中国人司祭の周文謨（一七五二〜一八

〇一）を朝鮮に派遣したが、朝鮮で捕らえられ、一八〇一年に殉教した。周文謨の派遣時に、朝鮮にはすでに信者が約四千人もいたと言われている。<sup>4)</sup>

その後も朝鮮キリスト教界は拡大を続け、北京司教、さらにはローマ教皇にまで重ねて聖職者の派遣を要請するに至っている。そこで一八二七年に布教聖省は、朝鮮布教を委任できる修道会を探し始めた。まず声がかかったのは、日本・中国布教に多大な実績があるイエズス会であった。同年九月二日、バチカンの布教聖省次官ピエトロ・カプラーノ司教は、イエズス会総長ルイジ・フォルティス（Luigi Fortis, S. J., 一七四八〜一八二九）に朝鮮への宣教師派遣を要請した。しかし、イエズス会は、一八一四年に教皇ピウス七世（在位一八〇〇〜二二）によって復興を許可されたばかりであった。総長フォルティスは、復興直後のイエズス会には会員を海外宣教に振り向けるだけの余裕がないとの判断から、結局その派遣要請を断ってしまう。<sup>5)</sup>このことが、朝鮮においてはイエズス会ではなくパリ外国宣教会が布教の担い手となる結果に繋がってしまったのである。

次に、布教聖省は、パリ外国宣教会に朝鮮宣教の意向を打診した。この時点から、ブリュギエールがこの問題

に関与してくる。パリ外国宣教会は修道会ではなく教区司祭の集団であり、一七世紀末以来中国布教に参入している。フランス系のイエズス会士から援助を受けるなど、先行して中国布教を担当していたイエズス会とは比較的良好な関係を保っていた。同会の神学校長シャルル・フランソワ・ランゲロワ (Charles-François Langlois, 一七六七―一八五二) は、同会の他の会員の意思を打診しなければならぬので日にちが必要だと言いつつ、回答を保留にした。ところが、意外なことにパリ外国宣教会の出身でシヤム教区にいたブリュギエールが、朝鮮宣教を志願したのである。彼は布教聖省にも志願の意思を書簡で伝えた。

その後、一八三一年二月二日、布教聖省長官の枢機卿バルトロメオ・アルベルト・カッペラーリ (Bartholomeo Alberto Cappellari, 一七六五―一八四六) がローマ教皇グレゴリウス一六世 (在位一八三二―一八四六) に就任した。この出来事が朝鮮布教の流れを大きく変えることになる。教皇は就任したその年の九月に小勅書を発給し、朝鮮という布教地を北京教区から独立させ朝鮮代牧区を創設すること、そしてブリュギエールを朝鮮代牧区長に任命することを決定した。<sup>6)</sup> ちなみに、以後、布

教聖省は朝鮮半島の布教をパリ外国宣教会に委託することになるが、この時にはパリ外国宣教会に朝鮮布教を委託したという文言が含まれていなかったために、その後ブリュギエールが中国のパリ外国宣教会の協力や支援を得られずに苦勞することに繋がる。パリ外国宣教会本部では彼の志願に反対しており、当初ブリュギエールの朝鮮宣教の志願の意思と宣教会の意見には、ねじれが起きていたのであった。このねじれが後々、ブリュギエールを苦しめることになる。

初代朝鮮代牧区長バルテレミ・ブリュギエールについて紹介しておきたい。<sup>7)</sup>ブリュギエールは、一七九二年二月一二日、フランスのレサックで農夫の家に生まれた。洗礼名もバルトロメオである。大神学校を卒業し、一八一五年二月二三日に司祭に叙階された。その後、大神学校の教授を務めていたが、一八二五年九月一七日パリ外国宣教会に入会し、東洋宣教師に志願してシヤム王国、つまり現在のタイに派遣された。翌一八二六年二月五日ポルドー港を出発し、同年六月四日シヤム王国の都バンコクに到着した。シヤム教区で活動して二年が経過した時、シヤム教区の教区長は、ブリュギエール神父を司教に叙する目的で教皇庁に請願書を送った。その結果、一

八二八年二月五日付の教皇小勅書によって彼はカプサ名義の継承権をもつ補佐司教に任命されたが、彼はこれを固辞した。その頃、教皇庁では、朝鮮の信者たちの要請とその状況を考慮し、朝鮮布教地を代牧区に独立させる計画を立てていた。シヤムでブリュギエルは神学校で

教授をしながら布教活動を行なっていたが、パリ外国宣教会が朝鮮の布教を打診されていることを知ると、一八二九年朝鮮宣教を志願した。そして一八三一年に九月九日付ローマ教皇グレゴリウス一六世が発布した小勅書によって、朝鮮が代牧区に設定され、同時に彼自身がその初代代牧区長に任命されたことを、翌一八三二年に知らされた。代牧区長または代牧とは、教区にまだ設定されていない地域において、ローマ教皇の代理として司教に準ずる権限を持つカトリック教会の役職である。通常、他の地域の名義司教が就くことが多い。ブリュギエルも朝鮮代牧区長に就く前に、一八二九年にカプサ名義司教になっている。ブリュギエルは一八三二年一〇月にマカオに到着し、ローマからの任命書を受け取った。そして一二月にはマカオから福建省へ渡り、中国本土を経由して朝鮮に向かった。その後、彼は中国各地における迫害を逃れながら朝鮮に向かって中国大陸を横断し、朝

鮮への入国を目指した。しかし、三年もの間大変苦労したものの結局朝鮮入国は叶わぬまま、一八三五年一〇月に中国の馬架子で病により急逝したのである。

以上がブリュギエルの活動の概略である。一八三一年九月九日付で朝鮮代牧区が設定され、ブリュギエルに初代朝鮮代牧区長の職が任された。ところが、同年七月一七日に教皇謁見において、教皇グレゴリウス一六世は布教聖省次官カストルツチオ・カストラカーネ(Castruccio Castracane: 一七七九～一八五二)の報告を受け、カプサの名義司教でもある朝鮮代牧区長ブリュギエルに特別権限を与えたことになっている。つまり、不自然なことに、朝鮮代牧区の設定とブリュギエルの朝鮮代牧区長任命の小勅書の方が、特別権限の授与の日付より後になっているのである。この特別権限には、婚姻に関する項目が多く含まれている。

### 三、史料に関する疑問点

一八三一年七月一七日付にローマ教皇グレゴリウス一六世は、初代朝鮮代牧区長バルテレミ・ブリュギエルに特別権限を授与した。この史料は、ブリュギエルの所屬していたパリ外国宣教会の本部に伝存している。<sup>8)</sup>

特別権限 (facultas) とは、ローマ教皇より布教地の司教または教区長に与えられてきたものであり、教会の委任権限を与えるというものである。例えば特免を与えることなどが含まれる。<sup>(9)</sup> 特免 (免除、dispensatio) とは、特定の場合において、教会で制定した法規の適用から一時的に除外、拘束力を停止させることを意味する。<sup>(10)</sup>

しかし、この史料そのものに関する疑問点がいくつか存在する。以下、それらの疑問点について考えてみたい。

第一に、この特別権限が与えられた日付に関することである。この史料には、標題に「一八三二年七月一日」となっているが、先述した通り、朝鮮代牧区の設立は一八三一年九月九日付の小勅書で決まっており、同日付でブリュギエールの任命書も発布されている。つまり、代牧区の設立と初代責任者の任命が決定する二か月ほど前に、朝鮮代牧区長ブリュギエールに対して特別権限が付与されたことになる。この史料に記載された日付を考えるならば、朝鮮代牧区はまだ設定すらされておらず、ブリュギエールという代牧区長も任命されていない状態で、存在しない代牧区と代牧区長に対して特別権限をローマ教皇が発布したことになる。<sup>(11)</sup> 正式に小勅書が発布される二か月前にはあるが、朝鮮代牧区の設定とブリ

ュギエールの任命が内々に決まっていたから、と解釈するには無理があるように思う。そもそも設定も任命もできていないところに対して、特別権限の付与から先に発布することは通常考えられないことであろう。ブリュギエールは、一八三二年一〇月二一日にパリ外国宣教会マカオ代表部において小勅書と上記の特別権限の文書を受け取ったことを、同年一月九日付の書簡で報告している。<sup>(12)</sup> 朝鮮代牧区設定や代牧区長任命の小勅書が、特別権限の文書の日付より後になっていることについて、ブリュギエール自身も不思議に思ったようである。同書簡の文末にそれについて言及している。<sup>(13)</sup>

第二に、標題以外に、本文の特別権限の項目中に「朝鮮」または「朝鮮人」という言葉は一切ないのに対して、「安南人」という言葉が見えることが挙げられる。この文面には、別の布教地の例が参考になっている可能性がある。第一〇条に「安南人司祭たちに<sup>(14)</sup>」という不自然な表現があり、ブリュギエールもそれを不思議に思ったのか、書記の書き間違いではないかと書簡に認めている。<sup>(15)</sup> しかし、教皇からの重要な文書に書記の書き間違いなど通常は考えられないことであろう。また、本当に単なる書記の書き間違いだったかどうかは別として、朝鮮に関

して特別権限を与える際にも、実際はそれほど厳密に考えていたわけではないことが窺える。

第三に、この史料の形態である。パリ外国宣教会に伝存する史料はラテン語の手書き文書であり、史料の最後に「一八三二年一〇月二一日に受け取った<sup>(16)</sup>」という本文とは異なるインクと筆跡の、メモ書きのようなフランス語の記載がある。この項目はブリュギエル本人が書いたものと思われるが、ブリュギエルの署名はない。しかもその後と同じと見られる筆跡でさらなるラテン語の書き込みがあるが、その部分は期限の数え方や延長などの事務的内容で、特別権限を付与された側、つまりブリュギエルが記載する内容とは思われないものである。また、この史料には畳み込んだ痕跡および蠟印があり、その外側には表題のメモ書きがある<sup>(17)</sup>。送付された形跡であると考えられる。

以上を踏まえたうえで、この史料が原本が写本かという問題を考えてみたい。果たして当初からこれが朝鮮に向けて作成されたものであったのか、という点にも疑問が残る。ブリュギエルの朝鮮代牧区長任命は九月九日であるので、彼の名前が本文中に記載されていることは、九月九日以降に作成されたことを意味すると考えるべき

であろう。あるいは表題の部分だけが後から書き加えられたものでなければ、この史料は原本ではあり得ない。しかも、ローマ教皇から受けた大切な文書の原本に「受け取った」という書き込みを入れることは通常考えられない。不自然であると言わざるを得ない。

すると、次のように推測される。朝鮮代牧区の設定とブリュギエルの任命が一八三一年九月九日にあり、その後、この史料の特別権限は添えられたものであると考えられる。そもそもこの史料に記載のある一八三一年七月一七日には、インドのコロマンデルに向けて特別権限が作成されたことが確認できる<sup>(18)</sup>。インドやアジアの広い範囲の地域を対象に付与されたものであった。また、同日の教皇謁見時にコーチンシナの案件が取り上げられたことも確認できる<sup>(19)</sup>。ブリュギエルの任命小勅書には、「中国地方および中国に隣接した地域に慣例的に付与されるすべての特別権限を与える<sup>(20)</sup>」という記載が含まれている。それによって、二か月前にアジア地域に向けて発布された特別権限が、新たに設定された朝鮮代牧区の責任者であるブリュギエルにも付与されるべきものとの判断によって、追認の形でこの文書が添付されたのではないだろうか。朝鮮代牧区の設定と任命に関する小勅書



とともにこの特別権限も一緒にマカオに送られ、ブリュギエールは一八三二年一月二一日にマカオでそれを受け取って確認した。

ブリュギエールは一八三二年一月二一日にマカオを出発し、中国大陸を経由して朝鮮に向かった。その際に自身の任命書や特別権限に関する文書を持参していなかったことが、以下の書簡で確認できる。彼は、特別権限の写しであるメモのみを持参していたと思われ、正確な文書の内容を書いて送るよう依頼している。文書の原本をマカオに残し、ブリュギエール自身は写しを持っていったが、それが写しであることの正式な証明がなかったのである。彼はその後何度もマカオに書簡を出して、自身に朝鮮地域を任せたといい小勅書と特別権限に関する書類を送って欲しいと依頼している。<sup>(21)</sup>

「一八三二年七月二七日付教皇聖下の謁見時に」で始まる第三条から第四条までを私に書いて送ってください。第三条は、「前述した代牧区のカトリック信者と婚姻した人々」で始まります。私が今持参している写本には、いくつかの重要な、私が認識すべき単語が抜けています。私が神父様に残してきた書類

の中から、この文書を探そうと思えます。<sup>(22)</sup>なぜローマ教皇からの大切な文書を持参せずにマカオから出発したかについては、彼自身の殉教または途中での紛失、身に危険が及ぶ状況への対策とも思われるが、別の重要な理由があったことが窺える。一八三二年二月、朝鮮へ出発する直前にマカオに書き残したと思われる書簡には、以下のような記述がある。

将来朝鮮に派遣される宣教師たちが、私が持つている、布教聖省が私に送付した文書にある、私の特別権限を読むようにしてください。彼らは堅信を除いては、私が保証する通り、それらを行使用することに<sup>(23)</sup>なります。

上記の内容からは、ブリュギエールに対する小勅書や特別権限は、彼自身が意図的に原文を持参せず、少なくともマカオに残しておいた状況が窺える。その理由は、彼自身が途中紛失する状況への懸念もあったかも知れないが、それ以上に、後から朝鮮に派遣される宣教師たちへの配慮があったと考えられる。将来朝鮮に派遣される

宣教師たちに特別権限の内容を認識させるためであったことが大きな理由であろう。もしも彼自身が殉教した状態でも、朝鮮に派遣された彼の後継者にはその権限が委任されることになるのである。

しかし、ブリュギエールは朝鮮に向かう途中、實際中国で三年間大変苦勞することになった。彼はパリ外国宣教会本部の反対の中、ポルトガル出身の宣教師たちの妨害などにも遭い、孤立した状態で彼自身の立場が疑われる状況に直面した。そこで、彼は教会の証明のある正式な写しを送るよう再三依頼したのであった。

代牧区の設定すらしておらず、代牧区長に任命もしないない相手に対して、ローマ教皇が二か月も前に特別権限から与えるということは、通常考えられない。そもそも史料の冒頭にある、代牧区と代牧区長が存在しないからである。すると、この史料は、アジア地域、すなわち安南を含む地域を対象に朝鮮代牧区の設定以前に与えられたものを、朝鮮とブリュギエール宛に追認したと考えるのが自然であろう。ただし、文末の布教聖省次官カストルツチオ・カストラカーネの署名らしきものが見えることに疑問が残る。

以上のことから、この文書の成立については、次の可

能性が考えられる。九月九日のブリュギエールの朝鮮代牧の任命以降に、布教聖省次官が朝鮮に対して追認の形で署名して発布した、というものである。朝鮮が七月一日発布の文書の対象に含まれ、朝鮮代牧ブリュギエールにその権限があることを、彼の任命以後に布教聖省次官が承認したことになる。その場合、この文書は原本と言えらるものであるが、作成日は九月九日のブリュギエールの任命以降であることになる。朝鮮代牧区が設定されたことを受けて、布教聖省次官が、ブリュギエールが代牧に任命される以前に発布された特別権限を、ブリュギエールが行使できることを明言したものと考えられる。

すると、この文書に布教聖省次官カストラカーネの署名があることが納得できる。この場合、この文書がマカオに送られ、ブリュギエールが確認した後にパリ外国宣教会の本部に送られた可能性が考えられる。ただし、この文書がパリに送られた経緯は不明である。ブリュギエールはマカオの布教聖省関係者の署名入りの形式の整った写本を持参すべきであったことに中国入国後に気づき、そのようなものを送つてくれることを再三にわたって依頼している。すると、この史料は写しではあるが原本でもあるという、いささか奇妙なものではないかと思

われる。

さらに、コーチンシナとの関係を考慮するならば、次のことが推測される。七月一七日の教皇謁見では、最初の案件はコーチンシナの副代牧区長の任命と特別権限のことであった。次の案件として、朝鮮代牧区の設定とブリュギエールの任命そして特別権限が議論されたことが確認できる。<sup>24</sup>この時に朝鮮代牧区の設定とブリュギエールの任命が既定路線となつたようである。しかしながら、この日に朝鮮代牧区長ブリュギエールに対する特別権限の文書が付与されたことにはならない。二か月後の九月九日にローマ教皇の小勅書によつて正式に朝鮮代牧区が設定され、初代代牧区長ブリュギエールの任命書が発布された。そこで、七月一七日に遡つて、その時点で議論されていた代牧区長の特別権限をブリュギエールに付与する文書が九月九日以降に作成されたものと考えられる。その際、第一の案件であつたコーチンシナと同じ権限を朝鮮に与える旨の文書が写しで作成され、そこに「安南人」という表現が入ることになつたのではないかと考えられる。

#### 四、婚姻の条項に関する分析

まず、カトリック教会における婚姻について説明しておきたい。

婚姻は、すべての社会構成において、根本的役割を果たす。婚姻は男女間の合法的結合と非合法的結合とを區別して、合法的結合から生まれた子孫には相続者としての位置を付与する。カトリック教会では婚姻の基本的特性として、単一性と不解消性を原則としている。さらに、婚姻は教会の七つの秘蹟の一つであり、同時に信者の実生活に密接に関わる性質をも持ち合わせている。従つて、それは信者間における婚姻挙式の執行時にはもちろんのこと、性道德とも関連して、未信者が受洗する際に必ず確認されるべき重要な問題であつた。<sup>25</sup>そのため、キリスト教布教の際に婚姻に関する事柄をどのように教え、処理するかは、大変重要な案件であつたのである。また、カトリック教会では婚姻は秘蹟であると同時に契約でもあるとして、異教徒の婚姻も有効と定めていた。未信者間の婚姻でも自然法に反しないものであるならば、婚姻の秘蹟としては承認されないが実質上の婚姻としては認める、というものである。

カトリック教会では、教会の規定に反すれば婚姻の成立が妨げられる婚姻障害が存在する。婚姻障害とは、神法または自然法に基づき、あるいは教会の積極的意表によって一定の人に婚姻を禁ずる一定の事情を指す。婚姻障害には、自然法に基づく障害（例えば交接不能や前婚の絆がある場合）と教会法による障害（例えば血族関係の場合）、絶対的障害（完全な交接不能のように何人との婚姻も禁じられた場合）と相対的障害（異宗婚、近親婚など一定の人との婚姻を禁じられる場合）、無効障害（婚姻を無効とする障害）と禁止障害（婚姻を結ぶことを妨げるが、無効にはしない障害）などがある。婚姻障害の中で主要なものとしては、婚姻適齢、近親婚の禁止、異宗婚姻などを挙げることができる<sup>26</sup>。もちろん、婚姻の単一性と不解消性が基本原則であるため、重婚や離婚は厳しく禁止される。

ところが、大航海時代に新しい布教地に進出したカトリック宣教師たちは、布教する先々でカトリック教会の教えとは異なる社会状況に直面した。東アジアに到来した宣教師たちも、カトリック教会の婚姻観とは真つ向から対立する事態に対して、その解決に悩まされていた。一六・一七世紀に日本および中国布教に携わっていたイ

エズス会士たちは、教会法と日本や中国社会との間で解決を模索することに努めた。例えば、中国では社会的に離婚が容易であり、蓄妾制度が合法的に存在していた。日本でも頻繁に見られる離婚は布教の最大の障害として宣教師たちには認識されていた。婚姻は、彼らが布教に関する問題を議論する際に、しばしばその筆頭に挙げられるほど重要な主題であった。

イエズス会による東アジア布教はザビエルによる日本布教から中国へと展開されるが、彼らは布教初期の一五六〇年代から婚姻問題の解決策をめぐって、議論や諮問を繰り返している。同時期の一五六三年トリエント公会議第二四総会で、カトリック教会の最高権威者が提示した婚姻に関する教理が再確立されたが、布教を担当した宣教師たちは、その原則だけでは解決できない様々な事例に直面し、その解決に努めたのである。日本布教においては一五九二年にイエズス会東インド巡察師アレックスandro・ヴァリニャーノ (Alessandro Valignano, S. J. 一五三九〜一六〇六) がヨーロッパの神学的権威者たち<sup>27</sup>にこの問題を諮問しており、史料的に確認されるものとしては、一五九五年にスペインのアルカラ大学教授で神学者のガブリエル・バスケス (Gabriel Vasquez, S. J.

一五四九―一六〇四)が基本的にヴァリニャーノの思惑通りの解答を提示した。その一方で、彼らは最終的にはローマ教皇による特免の発布をもって、婚姻問題が解決されることを望んでいたのである。宣教師たちが婚姻問題で深く悩み、幾度となく特免を要請した努力はその後も続き、日本布教で示された彼らの基本方針はその後の中国布教においても継承され、この地域の布教を主導していたイエズス会の内部では、少なくとも一六世紀から一七世紀まで繋がっていたものと思われる。しかし、このような解決策の模索は、イエズス会内外から度々非難されるほど、当時のカトリック教会内では革新的とも言えるものであった。<sup>27)</sup>

本稿で取り上げる朝鮮地域における婚姻の内容は、それから二世紀以上の時間が経過した後のことになる。トリエント公会議で定められた法規や教令が、一五八二年にローマ教皇グレゴリウス一三世によって『教会法大典』(Corpus Iuris Canonici)に纏められ、そこに掲載された婚姻の内容は遵守すべきものとして存在した。しかし、地理上の発見によって世界各地の布教地で宣教師たちが活動するようになり、教会法の適用が難しくなる。そこでローマ教皇庁はファクトラスという特別権限を与

えるようになるのだが、一六二二年には布教聖省が設置され、海外布教に積極的に介入するようになる。またその間、一七七三年にイエズス会は解散させられ、一八一四年に復興するも、東アジアの布教、とりわけ朝鮮布教はパリ外国宣教会によって進められるようになるなど、海外布教を取り巻く状況は変化していった。なお、婚姻障害に対して特免を与えることが可能なのは、ローマ教皇のみである。教皇は布教聖省を通じてこの権限を布教地においては司教に委ねており、通常は司教が婚姻障害に対して特免を与えることが可能となるのである。<sup>28)</sup>

ここで取り上げる史料は、一八三一年七月一七日付、ローマ教皇グレゴリウス一六世が朝鮮代牧区長であるブリュギエール司教に与えたと記載された特別権限である。全一六か条から成り立っているが、ここでは婚姻に関連する項目を取り上げる。婚姻については、一六か条のうち第二条から第七条までの六か条に記されている。史料の中の最多の条項を占める。信者の生活に直接結びつく婚姻に関する特免が布教に際して必要であると、ローマ教会で認識していたことが分かる。

以下、その中の婚姻に関する部分を訳出して引用する。最初に、標題として次の記載から始まっている。

一八三二年七月一七日教皇聖下の謁見時に

神の摂理で教皇になったグレゴリウス一六世は、「この文書に」署名している布教聖省次官である私を通して、カプサの司教であり朝鮮王国の代牧区長であるバルトロメオ・ブリュギエールに、下記のような特別権限を厚意をもってお与えになった。すなわち、

前置きのような文章であるが、以下に続く本文と同じ筆跡であるので、同一人物が書いたと見なすことができる。文末の署名は布教聖省次官カストルツチオ・カストラーカーネと見える。

次に、特別権限の内容が続く。第一条はラテン語の文法を理解できない叙階候補者を叙階できる七年期限付の特別権限であり、所属の信者を聖職者にする内容であるが、婚姻とは無関係なので本稿では触れないことにする。婚姻に関する記述は第二条から第七条までにあり、以下の通りである。

二、キリスト教信者より未信者が多いところで挙行

される異宗婚姻に対して、結婚後（創造主が侮辱

されることがない限りは）自由かつ合法的に結婚生活を維持し、その結婚から生まれた子供を合法の子供と宣言するよう、特免されるべき重大な理由がある個別の事例ごとに、一五年期限付でカトリック信者を免除する。

三、上述の代牧区において、一親等の直系姻族との婚姻に対して、この恩恵の知らせを受けた日までカトリック信者を免除する。ただし、非合法的結合であり、配偶者が一方からくる血筋の子供では不可能であることは明らかである。しかし、傍系については、その結合は合法である。

四、二親等および一親等の傍系血族または姻族との婚姻障害に対して、極めて重大な理由がある二〇件に限り、一五年期限付でカトリック信者を免除する。

五、二親等の血族または姻族との婚姻障害に対して、すでに結婚したか結婚する予定の相手が一親等の血族または姻族にあたる可能性が決してない限りは、免除する必要がある三〇件に限り、一五年期限付でカトリック信者を免除する。

六、カトリック信者が未信者と、結婚宣言や正式手

続きなく教会外で私的に祝福なしで合法的に結婚できるよう、一五年期限付で一〇件に限り許す。ただし、カトリック側が信仰に背く危険性がない限り、かつその婚姻が善き信仰に寄与すると賢明に判断できる場合でなければならない。また、非カトリック側が将来の男女の子供が聖なる洗礼を受け、カトリック信仰を宣言し、教会の戒律と規律を守るよう教育を受けることに、如何なる妨げもしないことを約束し、加えて、カトリック側は非カトリック側の改宗のために可能な限り努力しなければならず、男女の子供をカトリック信仰によつて教育させる義務を負う。

七、上記の代牧区の新入信者の間で、何度も結婚した信者が未受洗時の配偶者に、創造主に対する侮辱なく同居することを望むかを質問することが不可能と思える時、その配偶者が所在不明で裁判以外の略式でも合法的に質問できないか、または質問を受けてから規定の期限内に自分の意思を示すことを放棄したかが確かであるならば、未信者に留まる配偶者に対する法廷質問を六件に限り免除する特別権限を、その代牧区長に与える<sup>30)</sup>。

以下、初代朝鮮代牧区長ブリュギエールに与えられた婚姻に関する特別権限について検討する。

この特別権限は全一六か条になっているが、第一五条は代牧区長が有事の際の特別権限の委任についてであり、第一六条には特別権限が無償で授与され、代価なく執行されるべき旨が記されている。従つて、実質上は特別権限について一四か条が述べられていることになる。その中で第二条から第七条の六か条が婚姻関係であり、半分近くを占めている。

婚姻に関しては、主に婚姻障害、とりわけ無効障害を免除する特別権限が述べられていると見える。無効障害とは、結ばれた婚姻を無効とする障害を指す。この史料の婚姻に関する条項は、無効障害の中でも布教初期に直面することが予想される婚姻障害に対して特免を与える特別権限が述べられている。ここでは、特免を与える特別権限にほとんど場合一五年という期限付であり、一部は件数にも制限がある。特免とは、特定の場合において教会で制定した法規の適用の「一時的」除外を意味するものであり、今回の史料にも制限が付いている。

第二条は、信者と未信者の婚姻に対して特免を与える特別権限である。「キリスト教信者より未信者が多い」

異教徒の地では、受洗した信者が未信者と婚姻する可能性が高いが、それは異宗婚姻となってしまう。異宗婚姻はカトリック教会法では無効障害の中で、異宗障害 (*impedimentum disparitatis cultus*) に該当する。この障害は信者が未信者と結婚しようとしても、その婚姻を有効に締結する資格を失わせるものである。これは神法上の障害となるが、正当かつ合理的な理由があれば、一定の条件のもとで免除される。ここでは部分的にしか述べられていないが、その条件とは、第一にその婚姻を結ぶべき重大な理由があり、第二に信者である当事者が背教の危険を取り去る用意のあることを宣言し、また自分のすべての子供がカトリック教会で受洗し、教育を受けるよう最善の努力をすることを約束することである。本来、信者である配偶者と子供の信仰を危うくするような婚姻には、特免は与えられない。<sup>31)</sup>

ここでは「特免されるべき重大な理由がある個別の事例ごとに」と、具体性に欠ける曖昧な表現を用いている。その分、特免を与える際の裁量を広げるためのものであると考えられる。<sup>32)</sup>結婚後創造主が侮辱されることがないという重要な前提付ではあるが、この特免によって婚姻当事者たちが自由かつ合法的に結婚生活を維持でき、そ

の子供たちも合法的子供と宣言できるためという目的が明記されている。

第三条から第五条までは、無効障害となる血族関係障害 (*impedimentum consanguinitatis*) と姻族障害 (*impedimentum affinitatis*) について述べられている。血族関係障害は近親婚の禁止を目的としたものであり、姻族障害は配偶者の親族との婚姻の禁止に関わるものである。第三条は一親等の直系姻族との結婚を、この恩恵の知らせを受けた日まで免除するとしている。つまり、受洗して教会法が適用される以前に結んだ婚姻についてのみ特免を与え得る内容である。第四条は二親等および一親等の傍系血族または姻族との婚姻で極めて重大な理由がある二〇件まで、第五条は二親等の血族または姻族との結婚を三〇件まで、その婚姻障害を免ずることが可能な特別権限である。第三条以外は一五年の期限付である。

血族関係とは、同じ血が流れる者同士、すなわち同じ始祖の血筋を引いた者同士の間にある絆をいう。<sup>33)</sup>血族は親系と親等によって数えられる。親系とは、同じ始祖から生まれた者の連続した系統であり、一方が他方の系統をひいている場合、直系親と呼ばれる。同じ始祖を持つているが、一方が他方の系統をひいているのではな



い場合は、傍系親と呼ばれる。各国の実定法でも、直系血族間では例外なしに、傍系血族間では一定の親等範囲内でのみ近親婚が禁止されており、傍系姻族間の近親婚の禁止範囲には大きな差がある。一九一七年に公布された『教会法典』に基づいた解説では、傍系の親等などの

数え方には教会法と世俗法で異なり、日本民法におけるものとも異なるとある。教会法では兄弟姉妹は一親等とあり、祖父母を同じくする従兄弟同士は二親等とあるが、民法では各々二親等と四親等としている。<sup>35</sup>ところが、一九八三年公布の現行『新教会法典』を基にした指針書によると、兄弟姉妹は二親等、従兄弟同士は四親等との説明があり、親等の数え方が日本民法と同様になり変化が窺える。<sup>36</sup>そのため、この史料の親等の扱い方には少し注意が必要である。

トリエント公会議における規定をみると、一五六三年の第二四総会にて、親等の表記はないものの、聖書の「レビ記」第一八章に記されている血族または姻族の親等が婚姻の契約を無効にする旨が確認されている。<sup>37</sup>「レビ記」第一八章の内容は親族および姻族との結合に関する戒めである。具体的には母、継母、姉妹、孫、異母姉妹、父母の姉妹、父の兄弟の妻、息子の妻、兄弟の妻、

愛人の娘や孫、妻の姉妹がその対象である。トリエント公会議の法規が一五八二年の『教会法大典』に纏められ、一九一七年の『教会法典』の発布に繋がっている。

この史料の第三条には、一親等の直系姻族との結婚が取り上げられている。カトリック教会では、姻族障害として直系は親等を問わず禁止している。一親等の直系姻族とは、配偶者の親か子供と結婚したカトリック信者に對する特免を意味する。

第四条は、二親等および一親等の傍系血族または姻族との婚姻が取り上げられている。また、第五条では、二親等の血族または姻族との婚姻障害に對して特免を与える内容である。教会の規定では、直系は親等を問わず、傍系は三親等まで相互に有効に婚姻を結べず、直系、傍系一親等（例えば兄妹）にはその血族関係の疑わしき場合にも特免を与えない。また、姻族障害では、配偶者の直系は親等を問わず、また傍系二親等まで婚姻を無効にする。配偶者の死後も、亡くなった人の直系姻族との姻族関係は続く。従って、教会法によれば妻を失った夫は、亡妻の母、娘、姉妹、姪とは有効に婚姻を結び得ない。妻と夫の血族との関係についても同様である。<sup>38</sup>トリエント公会議で取り上げた「レビ記」の記述に近い内容であ

る。ただし、前記史料の第五条には結婚したか予定の配偶者が一親等の血族または姻族にあたる可能性が決してないことを条件として書き加えている。

以上を考慮すれば、この史料の特免はかなり踏み込んだ内容であると言えよう。とりわけ第三条にある一親等の直系姻族、すなわち配偶者の親か子供と結婚したカトリック信者に対する特免は破格の内容であるゆえに、この教会法上の障害を知らされた以前の婚姻に対してのみ、しかも当事者との直接の血縁関係がないことを窺わせる但し書きの制限を付け加えていると思われる。本来ならば特免を与えられない驚きの内容と言える。<sup>39)</sup>しかも、傍系については合法と記している。

さらに、姻族との婚姻については、再婚か少なくとも死別を前提としているものと思われる。再婚の場合には後述する前婚障害に該当する可能性もあるが、それには触れられていない。第五条ではすでに婚姻済みの相手も含めて一親等の血族または姻族にあたる可能性が決してないことを前提としているのに対して、第三条では改宗前に結ばれた婚姻という前提を置きながらもそれに対する特免措置が用意されていることは矛盾しているようにも見える。これもまた、新しい布教地において特免を与

える際の裁量を広げるためのものなのかも知れない。

朝鮮布教のために、まだ朝鮮入りしていない初代代牧区長に与えられた特別権限の中で近親婚に関する条項が三つもあったことは、他の地域における布教上の問題の中で、近親婚に関するものが重大事案だったことを示しているものと思われる。「安南人」という表記が見えることから、コーチンシナの布教事情が勘案された可能性が高い。一六・一七世紀の日本や中国の婚姻に関する議論では、あまり取り上げられることのなかったことがある。

第六条は、カトリック信者が未信者と結婚する場合、教会の規定とは関係なく教会の権限外で結婚することを可能にするための特免についてである。一〇件に限り、一五年の期限付で特免を与える権限が述べられている。一五六三年トリエント公会議第二四総会で、カトリック教会の最高権威者が提示した婚姻に関する教理が確立されたが、その中には教会の婚姻として、主任司祭および二人ないし三人の証人の臨席なしに行なわれた婚姻を無効とする内容のタメットシ教令が含まれていた。<sup>40)</sup>婚姻の有効性のために教会の面前での挙式を無効制裁の措置をもって義務付けたのである。この形式的有効要件は、卜

リエント公会議によって初めて導入制定されたものであった。<sup>(41)</sup>公会議の決定はヨーロッパにおいても実施には大きな困難を伴ったことが知られているが、その原因は主として婚姻挙式における主任司祭と証人の立ち合いを規定したこのタメットシ教令の遵守にあった。この点は日本および中国布教においても大きな困難として認識され、ヴァリニャーノはこの遵守をめぐってヨーロッパに諮問しており、一六一二年に日本司教ルイス・セルケイラは、司教の権限をもつてこの事例に特化した特免を長崎において発布している。<sup>(42)</sup>タメットシ教令に対する特免は、日本布教時にヴァリニャーノなどイエズス会宣教師たちが強く望んでいたものであった。彼らは最終的にローマ教皇による特免の発布をもつて、婚姻問題が解決されることを望んでいた。今回の史料では、約二世紀後の布教聖省主導の海外宣教において、朝鮮に対しては布教が行なわれる以前に、かつてイエズス会士たちが望んだ解決策が与えられていたことを示している。一方で、特免を与える条件として、信者の信仰に背く危険性がなく、子供を全員受洗させカトリックの教育を受けることに如何なる妨げもしないことを約束するという未信者との婚姻に対する教会の大事な原則は付記している。

第七条は、前婚障害 (impedimentum vinculi) についてである。何度も結婚した信者が未信者時の配偶者に対して法廷質問を行なうことを六件に限り免除する特別権限を与える、という内容である。実はこの内容は、「パウロの特権」および教皇令「ポプリス・アック・ナチオーニブス」に関わる大変重要なものである。カトリック教会では、婚姻を秘蹟であると同時に契約であるとし、異教徒の婚姻も有効と定めていた。一二世紀末から一三世紀初めにかけて教皇インノケンティウス三世により、未信者間の婚姻は教会によって承認されたものではないが真の結婚であること、そして有効なものであることが認定されたのである。従つて、離婚歴のある者は改宗にあたって最初の婚姻関係に戻るべきであると同時に、最初の結婚相手の生存中に再婚は許されないことが正式に確認された。<sup>(43)</sup>この前婚障害は婚姻の基本的特性である単一性と不解消性に直接関わるものであるため、如何なる理由でも教会は特免を与えない。<sup>(44)</sup>キリスト教に改宗した信者の改宗前の婚姻関係をどう捉えるべきであるかは、日本や中国布教においてもすでに重要な問題として頻繁に議論された経緯がある。

教会が未信者間に結ばれた結婚の絆の解消を容認する

例外的措置としては、「パウロの特権」がある。これは聖書の聖パウロの言葉に依拠した概念であり、<sup>(45)</sup> 未信者が信者である配偶者の信仰を妨げずに共に暮らす意思がない場合、教会がその離婚を認めて他の信者との再婚を許すというものである。この適用には、未信者の中の一方

がすでにカトリックに改宗し、相手の意思を質すことが前提となる。パウロの特権に関してローマ教皇より出された重要な特免のひとつに、一五八五年に教皇グレゴリウス一三世による教皇令「ポプリス・アック・ナチオーニブス」がある。<sup>(46)</sup> 「パウロの特権について」という副題がついているこの教皇令は、異教徒の布教地で未信者時に結婚した者が、その配偶者に創造主を侮辱することなく同居することを望むかどうかを質問することができない場合に、教区長および主任司祭にその質問を免除する権限を与えるというものである。すると、信者になった当事者は、未信者の配偶者が生存していても、教会において新たに結婚することができるのである。以上の内容を、ブリュギエールに対して、六件という件数の制限はあるものの、朝鮮において適用できるようにしたものと思われる。離婚問題は一六・一七世紀に日本や中国において宣教師たちが布教の最大の障害と表現するほど解決

困難なものであった。当時の宣教師たちは上記の教皇令が日本や中国にも適用できる措置を望み、それを訴えていた。彼らが強く望んでいた解決策が、ここでも布教地に入る前にすでに与えられたことになる。

この史料には、婚姻に関する項目の他に、ラテン語の文法を理解できない候補者を司祭に叙階できることや、ラテン語が上手ではない現地人司祭がミサや洗礼を挙行する際に便宜を図る内容の特免、代牧区長が亡くなった際に臨時に特別権限の委任に関することなどが記載されている。中には七年から一五年までの期限や件数の限定が付いており、婚姻に関する条項もそのほとんどに一五年の期限が付いている。

最後に、この史料の終わりの部分に、「一八三二年一〇月二一日に受け取った」との記載があり、それに付記が続いている。本文とは違ってこの部分は墨らしきもので書かれたと思われる、筆跡も明らかに本文とは異なる人物によるものであると思われる。「受け取った」と書いたのはブリュギエールであることと見ることもできなくはないが、そこに彼の署名はない。その後は文末に、特別権限の行使可能な期間の計算とその延長申請など、事務的内容の記載がある。ブリュギエール本人の記載すべき内

容としては不自然である。

ブリュギエールに与えられた特別権限は、朝鮮社会の実状を反映したものではなくローマ教皇によってアジア地域に付与されたものであつた。この時点でブリュギエール本人は朝鮮半島への入国すら果たしておらず、結局朝鮮へ向かう途中に中国で亡くなったのである。朝鮮の信者から聖職者派遣の要請が北京司教やローマに届いてはいたが、婚姻問題などの実状が伝わつていたとは考え難い。従つて、この史料の内容は、朝鮮の婚姻の実状を反映したものではなく、朝鮮布教とは乖離した内容であると言わざるを得ない。この史料には、それ以前に布教が行なわれていた日本・中国・インド・コーチンシナなどの状況が投影されているものと考えるべきであろう。

##### 五、むすび

以上は、朝鮮地域を独立した代牧区として北京教区から分離させたうえで、布教上必要と考えられることを特別権限として初代代牧区長に与えたものである。

婚姻に関する条項には、主として婚姻を無効にする無効障害を特免する内容が盛り込まれている。特別権限に婚姻に関するものが最多項目を占めていることは、一

六・一七世紀の日本および中国布教と同様に、婚姻問題が布教地で如何に重要な問題と認識されていたかの表れであろう。

一方で、まだ朝鮮入りしていない初代代牧区長に与えられた特別権限は、朝鮮における婚姻を反映しているものではなく、実状とは乖離した内容であつた。記載された日付を考えるならば、そもそも朝鮮を意識して作成されたものではなく、朝鮮を範囲に含むと追認されたものであると考えられる。近親婚に関する条項が三つもあることは、布教上の問題の中で、近親婚に関するものが重大な事案だったことを示している。「安南人」という表記が見えることから、ベトナムの事情が勘案された可能性が高い。従つて、この史料は朝鮮における婚姻ではなく、中国・日本・コーチンシナなどの地域の婚姻から説き起すべきであろう。

一六・一七世紀の日本や中国におけるイエズス会宣教師たちの婚姻問題に関する議論とその努力を考えれば、約二世紀もの間に考えられないほど状況が変化し、教会内の特免授与の状況が緩和されていた印象を受ける。かつて日本および中国布教の際にイエズス会士たちが解決策を模索し望んでいた婚姻に関する特免が、一九世紀に

は布教地入り前の朝鮮代牧区長に対してかなり踏み込んだ形で与えられたことになる。以前は修道会中心の海外布教が行なわれていたが、一六二二年に設立された布教聖省が海外布教に積極的に介入したことに伴って、布教をめぐる方針に大きな変化があったものと思われる。婚姻問題をめぐっては、一六・一七世紀の日本および中国における布教方針が形を変えながら継承されていたが、朝鮮布教では完全に別の段階に入った印象すらある。パリ外国宣教会によって朝鮮布教が本格的に始まろうとした頃には布教地入りの前から解決策が与えられる結果となっている。

一六・一七世紀にイエズス会の宣教師たちが日本や中国の布教において大きな障害であると認識した婚姻問題の焦点は、異宗婚姻、離婚問題に関連した前婚障害、そして教会における挙式を定めたタメツシ教令の遵守にあった。今回の史料で、布教初期の朝鮮において同様の内容が布教の障害となることが認識されており、ローマ・カトリック教会がすでにそれに対する特免を用意していたことは、布教の初期段階における婚姻問題の核心が実は共通していたことを窺わせる。異宗婚姻、教会式によらない挙式、そしてパウロの特権に関する問題に対

して特免が与えられた点で、問題の認識にある程度の共通点があったことが分かる。

全体として、教会法の遵守の視点から見るとかなりハードルを下げた内容であり、矛盾しているように見える面も存在するが、この内容が新布教地の諸地域に発布されたものに由来するのであれば、意外とよく計算し用意された文面であった可能性もある。ヨーロッパからは想定外の婚姻事例がある中でも、布教地の責任者の裁量によって柔軟に対応できるように、よく練り込まれた文章であることも考えられる。

実は、今回取り上げた一六か条の特別権限の他に、同日付で二九か条の特別権限が発布されたことを示す活字の史料がある<sup>47</sup>。しかし、これは印刷史料であるという形態上の相違点があるうえ、一八七七年にパリ外国宣教会の全代牧区長に対してほぼ同一の文面の特別権限が発布されているので、これがどういう性質のものなのか、そもそも最初の発布がいつなのか判断としない。しかも、ブリュギエルがこの史料を確認した形跡が認められない。そのため、今回取り上げた史料との単純比較はできないと考えられる。ローマ教皇庁関係の他の史料との綿密な比較検討が必要であろう。今後の課題としたい。

註

- (1) 安廷苑『キリシタン時代の婚姻問題』教文館、二〇〇二年。なお、本稿では、朝鮮と韓国の呼称に関して、朝鮮王朝時代の出来事には朝鮮を使用することを断っておきた。
- (2) 조현범 (趙顯範) 「특별권한 (Facultates) 연구: 브뤼기에르주교의 경우를 중심으로」『교회사연구』제三八권, 二〇一二。趙氏は教会法の歴史の中で位置づけることを試みているが、本稿が提示する疑問は残されたままである。
- (3) 以下、浅見雅一・安廷苑『韓国とキリスト教——いかにして「国家的宗教」になりえたか——』中公新書、二〇一二年、六〇～六七頁。
- (4) Charles Dallet, *Histoire de l'Eglise de Corée*, vol. 1, Paris, 1874, p. 81. 四千人とごう信者数は、朝鮮の情報に関するブリュギエールの報告にも見える (*Annales de l'Association de la Propagation de la Foi, Janvier, 1833, No. XXXI, Lyon, p. 563*)。ダレはブリュギエールの報告を参照したわけではないので、両者は共通の根拠を持つと考えられる。朝鮮の信者からの情報と推測される。
- (5) 川村信三『二〇世紀日本イエズス会史』イエズス会日本管区編『一〇〇年の記憶—イエズス会再来日から一世紀—南窓社、二〇〇八年、所収。
- (6) 浅見雅一・安廷苑『韓国とキリスト教』七二～七四頁。
- (7) ブリュギエール司教に関して、以下を参照。『한글가톨릭대사전』한글교회사연구소, 一九九七、三七三～三五

～三七三八卒。

- (8) AMEP, v. 579, ff. 81-83.
- (9) ファクトラスとは、より高位の長上に属している一定の裁治権または祝別行為の行使を教会長上より下級者に特別権限として認めること、つまり教会の委任権限を与えるものである。教皇庁はすでに一三世紀以来、特に異教地の宣教師に特別権限を与えてきた。(上智大学・独逸ヘルデル書肆共編『カトリック大辞典』IV、富山房、一九五四年、三九八～三九九頁)。しかし、一六・一七世紀の日本のイエズス会士たちの婚姻に関する特免発布の要請を考えるならば、その発布が広がりを見せるのは、海外布教に関する布教聖省の積極的な介入以降であると思われる。なお、『カトリック大辞典』ではファクトラスを「特別権能」と表現しているが、本稿では「特別権限」とする。
- (10) 『カトリック大辞典』Ⅲ、一九五二年、七三五頁。
- (11) 前掲趙顯範論文で、趙氏は、七月一七日にブリュギエールに特別権限が授与されたことは事実であり、この史料と同内容の教皇庁文書を確認したとしている(趙、前掲論文、五六頁)。しかし、提示された註をもってしても、確認はできなかった。趙氏が教皇庁文書としている註の文書は実際には布教聖省の文書を指しているが、布教聖省文書館からは該当なしという回答を受けた。
- (12) SOCP, vol. 76, f. 23r.
- (13) SOCP, vol. 76, f. 23v.
- (14) AMEP, vol. 579, f. 82.

- (15) SOCP, vol. 76, f. 23v.  
 (16) AMEP, v. 579, f. 83.  
 (17) AMEP, v. 579, f. 83bis.  
 (18) *Collectanea Constitutionum, Decretorum, Indulgarum ac Instructionum Sanctae Sedis ad usum Operariorum Apostolicorum Societatis Missionum ad Exteros*, Parisiis: Typis Georges Chamerot, 1880, p. 398.  
 (19) Congregazione per l'Evangelizzazione dei Popoli, Archivio Storico: Fondo Udienze, Vol. 77, f. 76.  
 (20) *Bullarium Pontificium Sacrae Congregationis de Propaganda Fide*, t. 5, Romae, 1841, p. 69.  
 (21) 例えは、一八三四年一月二〇日、山西発書簡 (Procura: Macao-Hongkong, v. 20, f. 163).  
 (22) 一八三三年四月二〇日、福建発、經理担当神父宛書簡 (Procura: Macao-Hongkong, v. 20, f. 151).  
 (23) Procura: Macao-Hongkong, v. 20, f. 152.  
 (24) Fondo Udienze, Vol. 77, f. 76.  
 (25) 阿南成一「自然法と婚姻—婚姻の不解消を中心に」『法哲学年報』一九七二年) および安廷苑『キリシタン時代の婚姻問題』を参照のこと。  
 (26) 教会法において、婚姻成立の実質的有効要件に相当するものは、両当事者の婚姻意志ならびに神法上および純教会制定法上の婚姻の無効障害が存在しないことである。現行教会法典では無効障害だけを規定し、禁止障害は削除されている。『カトリック大辞典』II, 一九四〇年, 三二一〜三二六頁。枝村茂「カトリック婚姻法における世

朝鮮代牧区の設定と婚姻の特免

- 俗性と宗教性」、『宗教法』第一四号、一九九五年、二六三頁。  
 (27) 詳しくは、安廷苑『キリシタン時代の婚姻問題』を参照のこと。  
 (28) 『カトリック大辞典』II, 三二二頁。  
 (29) AMEP, v. 579, ff. 81-83bis. なお、この史料の内容は 정호모・윤중국・홍길 「브뤼기에르 주교 서한집」 가톨릭 출판사, 二〇〇七にも紹介されているが、編集の手が加えられている。今回はラテン語原文から訳出した。  
 (30) AMEP, v. 579, ff. 81-82.  
 (31) 枝村茂「カトリック婚姻法にける世俗性と宗教性」二六四〜二六五頁。『カトリック大辞典』II, 三二四頁。  
 (32) これより以前、日本においては、一五九〇年イエズス会巡察師ヴァリニャーノが、日本の社会における異宗婚姻の不可避性を具体的に訴えていた。安廷苑『キリシタン時代の婚姻問題』八八〜九三頁。  
 (33) 田中昇「カトリック教会における婚姻—司牧の課題と指針」教友社、二〇一七年、一六一〜一六三頁。  
 (34) 阿南成一「自然法と婚姻」一一八頁。  
 (35) 『カトリック大辞典』II, 三二五頁。  
 (36) 田中昇「カトリック教会における婚姻」一六一〜一六二頁。  
 (37) デンツインガー編、浜寛五郎訳『改訂版カトリック教会文書資料集』エンデルレ書店、一九八二年、三二二頁。「レビ記」第一八章第六〜一八節。  
 (38) 『カトリック大辞典』II, 三二五頁。『カトリック教会



- 法典』有斐閣、一九六二年、第一〇七六―一〇七七条。
- (39) 教会は直系姻族、すなわち配偶者の一方の父母や子との婚姻には、配偶者間にかつて夫婦関係が結ばれなかった場合の他は特免を与えない(『カトリック大辞典』Ⅱ、三二五頁)。
- (40) 「主任司祭、あるいは主任司祭または教区長から委任を受けた司祭と、二人ないし三人の証人の前以外で結婚をしようとする者について、公会議は、このような契約を無効であると宣言し、この教令によって無効なものとする」(デンツィンガー編『改訂版カトリック教会文書資料集』三三四頁。Conciliorum Oecumenicorum Decreta, Bologna: Istituto per les Scienze Religiose, 1973, p. 756. *Decrees of the Ecumenical Councils*, II, N. Tanner ed., London & Washington DC: Georgetown University Press, 1990, p. 756)。現行教会法においても継承されている(『カトリック新教会法典』有斐閣、一九九二年、第一一〇八条)。
- (41) 枝村茂「カトリック教会法における婚姻の形式的有効要件とその史的背景」、『宗教法』第三号、一九八五年、三四頁。
- (42) 安廷苑『キリシタン時代の婚姻問題』第二章および第三章を参照のこと。
- (43) Quanto te magis, 一九九九年五月一日(デンツィンガー編『改訂版カトリック教会文書資料集』一七三―一七四頁)。Gaudemus in Domino, 二〇一一年初め(同書、一七八―一七九頁)。なお、この事項は一五六三年一月
- 一日、トリエント公会議第二四総会においても確認された(Conciliorum, pp. 754-755. *Decrees*, pp. 754-755. デンツィンガー編『改訂版カトリック教会文書資料集』三二二―三二三頁)。
- (44) 『カトリック大辞典』Ⅱ、三三四頁。
- (45) 「信者でない相手が離れていくなら、去るにまかせなさい」(コリントの信徒への手紙Ⅰ、第七章第一五節)。
- (46) デンツィンガー編『改訂版カトリック教会文書資料集』三三〇頁。
- (47) AMEP, v. 579, ff. 84-87.
- (48) *Collectanea*, pp. 18-20.